

東村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務及び
東村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定業務
プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、東村内における現状及び将来の温室効果ガス排出量の推計、2050年までのCO2排出量実質ゼロを見据えた再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入目標の作成、地域脱炭素を実現するために必要な政策等を検討し、「東村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定すること及び本村の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けて「東村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定することを目的とする。

この要領は、本業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続き等について、必要な事項を定めるものである。

2. 公募の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名称 | ①東村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務
②東村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 業務期間 | ①契約締結日から令和8年1月16日まで
②契約締結日から令和8年3月13日まで |
| (4) 業務決定方法 | 企画提案書等による公募型プロポーザル |
| (5) 提案書類 | 7. 企画提案書の提出方法等の通り |
| (6) 見積限度額 | ①8,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）
②450,000円（消費税及び地方消費税含む。） |
| (7) その他 | 上記2つの業務は一括してプロポーザルを実施し、業務ごとのプロポーザルは実施しない。なお、契約はそれぞれ分割して行う。 |

3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 沖縄県内に本社又は営業所等の営業拠点を有すること。
- (2) 参加申込書等提出期限までに沖縄県の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

- (7) 本村及び沖縄県の指名停止基準に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (8) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 過去5年以内において、地方自治体の同一又は類似する業務実績を有すること。

4. スケジュール

実施の公告（ホームページ掲載）	令和7年6月27日（金）
参加申込書等提出期限	令和7年7月10日（木）
1次審査結果の通知	令和7年7月11日（金）
企画提案書等提出期限	令和7年7月18日（金）
2次（プレゼンテーション）審査	令和7年7月23日（水）
結果通知	令和7年7月24日（木）

5. 参加意思表明書等の提出

- (1) 本件に参加を希望する者は、次に掲げる書類を定められた受付期間中に持参又は郵送にて提出すること。指定日時に到達しない書類については、受け付けないものとする。

- ① 「参加意思表明書」（様式1）
- ② 「会社概要」（様式2）
- ③ 「業務実績」（様式3）

なお、参加意思表明書を受領した場合は、担当から受け取り確認の通知を電子メールで送付するので、必ず電子メールアドレスを記載すること。

- (2) 提出先： 東村役場 建設環境課 担当者：安藤
所在地： 〒905-1292 沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地
電話番号：0980-43-2205
FAX：0980-43-2184
電子メールアドレス：yuma.a@vill.okinawa-higashi.lg.jp
- (3) 受付期間：令和7年6月27日（金）～7月10日（金）17時まで
- (4) 参加意思表明書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式5）に必要事項を記載し登録使用印鑑を押印のうえ、提案書類提出期限内に上記（2）提出先まで持参又は郵送し、直ちに電話、FAX 又は電子メール等により連絡すること。

6. 質問受付及び回答

- (1) プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問書（様式4）に質問内容を簡潔にまとめ、FAX 又は電子メールで提出すること。
 - ① 提出先：上記5.（2）に同じ
 - ② 受付期間：令和7年7月2日（水）～7月3日（木）17時まで
- (2) 質問の回答は、FAX 又は電子メールにより、7月7日（月）までに返信する。

7. 企画提案書の提出方法等

(1) 提出方法：持参又は書留書類郵便で提出すること。（提出期限必着）

- ① 提出先：5. (2) に同じ
- ② 提出期限：令和7年7月18日（金）17時まで
- ③ 提出部数：企画提案書 10部（正本1部・副本9部）

(2) 提案事項

提案内容は仕様書を踏まえたものとし、企画提案書内では次の事項を明らかにすること。

【業務の実施体制】

- ① 会社の概要
- ② 本業務に類する事業の実施実績
- ③ 業務の実施体制及び業務実施責任者の知識、経験、資格等
- ④ 業務工程表（令和7年8月1日からの着手を想定した場合）
- ⑤ 事業に関する企画・提案
- ⑥ 事業費の積算（見積書）

※区域施策編策定と事務事業編改定の見積書は分けて作成すること。

(3) 企画提案書作成時の留意事項

- ① 企画提案書の書式・体制は任意とし、A4（縦・横自由）左綴り（左余白25mm、カラー可）で、使用する文字は10.5pt以上とする。枚数は全項目で30枚以内とする。
- ② フロー図、イラスト等を用いて、わかりやすく具体的に表現すること。
- ③ 表紙・目次を付けて、通し番号を付すこと。
- ④ 表紙には業務名称と提出日付を明記する。提案者名は正本1部にのみに記載すること。

8. 審査及び選定方法

(1) 1次審査

1次審査として、東村建設環境課内において提出書類による書類審査を実施する。

1次審査の結果については文書で通知し、選定された者には2次審査の案内を送付する。

(2) 2次審査

東村に設置する審査委員会において、1次審査を通過した事業者に対し2次（プレゼンテーション）審査を実施する。

- ① 実施日程：令和7年7月23日（水）（予定）
※ 当日の日程詳細については、FAX 又は電子メールで通知する。
- ② 実施場所：東村役場 大会議室
- ③ 所要時間：30分（説明20分・質疑10分）

④ 留意事項

- ・提案者が1社のみの場合であっても、審査委員会において内容の審査を行ない本業務委託契約に係る随意契約の候補者としての可否を決定する。
- ・事前に提出した企画提案書で説明すること。
- ・提案者名が特定される資料作成や特定を誘導する行為は禁止する。
- ・プロジェクター等は村が用意するので、使用パソコンを準備すること。

(3) 評価項目については、別表を参考にすること。

(4) 結果通知

- ① 審査結果については7月24日(木)までに、提案者全員にFAX及び郵送により通知する。
- ② 審査経緯については公表しない。
- ③ 審査内容及び結果についての異議は一切認めない。

9. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が適合しない場合
- (2) 企画提案書等に記載すべき事項に不備がある場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 違法行為等の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) プレゼンテーションに欠席した場合

10. 契約に関する事項

(1) 業務委託契約候補者の選定

東村は、審査委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として選定する。ただし、下記のいずれかに該当し、選定した候補者と業務委託契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再選定する。

- ① 候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 候補者が、東村から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、東村の定める本業務委託契約に係る予算の範囲内とする。

(3) 業務委託契約内容及び実施条件

- ① 本業務の委託契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し東村において定める。
- ② 企画提案書に記載した業務責任者は、特別の理由により村がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

1 1. その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書及び見積書等は、採択・不採択に関わらず返却しない。
- (2) 提案書類の作成及びプレゼンテーション提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出は、1 者 1 提案とする。
- (4) 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (5) 企画提案書は、委託業者の選定作業以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (6) 企画提案書は、委託業者の選定を行うにあたり必要な範囲において複写することがある。
- (7) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (8) 業務委託請負者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (9) 業務委託請負者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。このため事業を実施するにあたっては、東村と協議して進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (10) 検討すべき事項が発生した場合は、発注者と業務委託請負者で別途協議することとする。